バルバドス	平成六年五月六日
ソロモン諸島	平成六年六月一日
ギニア共和国	平成六年八月五日
ウクライナ	平成九年一月七日
セネガル共和国	平成九年一月十六日
ベリーズ	平成九年一月二十四日
オーストリア共和国	平成九年一月二十九日
アンティグア・バーブーダ	平成九年二月五日
モロッコ王国	平成九年七月二十二日
ガイアナ共和国	平成九年十一月二十六日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十二年五月十七日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日
コモロ連合	平成十二年十一月二十二日
カンボジア王国	平成十三年六月八日
シリア・アラブ共和国	平成十三年七月二十日
イラク共和国	平成十三年十二月十日
カタール国	平成十四年五月二十九日
モンゴル国	平成十四年六月二十六日
アルバニア共和国	平成十四年三月二十日
コンゴ共和国	平成十四年八月七日
グアテマラ共和国	平成十四年九月十七日
セントルシア	平成十六年五月二十日
セント・クリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日
グレナダ	平成十六年六月二十八日
ナミビア共和国	平成十七年一月二十四日

イエメン共和国は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ガーナ共和国	平成元年四月二十六日
トーゴ共和国	平成元年十月十九日
カザフスタン共和国	平成六年六月七日
グルジア	平成六年七月十九日
バルバドス	平成六年八月六日
ソロモン諸島	平成六年九月一日
ギニア共和国	平成六年十一月五日
ウクライナ	平成九年四月七日
セネガル共和国	平成九年四月十六日
ベリーズ	平成九年四月二十四日
オーストリア共和国	平成九年四月二十九日
アンティグア・バーブーダ	平成九年五月五日
モロッコ王国	平成九年十月二十二日
ガイアナ共和国	平成十年二月二十六日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十二年八月十七日
ドミニカ国	平成十二年九月二十一日
コモロ連合	平成十三年二月二十二日
カンボジア王国	平成十三年九月八日
シリア・アラブ共和国	平成十三年十月二十日
イラク共和国	平成十四年三月十日
カタール国	平成十四年八月二十九日
モンゴル国	平成十四年九月二十六日
アルバニア共和国	平成十四年六月二十日
コンゴ共和国	平成十四年十一月七日
グアテマラ共和国	平成十四年十二月十七日
セントルシア	平成十六年八月二十日
セント・クリストファー・ネーヴィス	平成十六年九月十一日
グレナダ	平成十六年九月二十八日
ナミビア共和国	平成十七年四月二十四日

イエメン共和国（平成元年二月八日付け、同年八月四日付け、平成六年四月七日付け、同年四月二十七日付け、同年五月二十五日付け、同年六月二十三日付け、同年八月二十四日付け、平成九年一月十二日付け、同年二月六日付け、同年七月二十三日付け、同年十二月一日付け、平成十二年六月七日付け、同年八月九日付け、平成十三年一月五日付け、平成十四年四月二日付け、同年七月四日付け、同年八月一日付け、同年八月十三日付け、同年十一月十四日付け、平成十六年八月二十五日付け及び平成十七年三月三十日付け国際海事機関事務局長回章）

平成十七年五月十四日

平成二十三年九月二十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百三十六号

一　次に掲げる各国の政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

アラブ首長国連邦	平成九年十一月十九日
カナダ	平成十年五月二十九日
アルジェリア民主人民共和国	平成十年六月十一日
ニュージーランド	平成十年九月十六日
イタリア共和国	平成十年十一月三十日
フィジー諸島共和国	平成十一年六月二十五日
モーリシャス共和国	平成十一年十二月六日
トンガ王国	平成十一年十二月十日
ポーランド共和国	平成十一年十二月二十一日
コモロ連合	平成十二年一月五日
マルタ共和国	平成十二年一月六日
ケニア共和国	平成十二年二月二日
トリニダード・トバゴ共和国	平成十二年三月六日
ロシア連邦	平成十二年三月二十日
グルジア	平成十二年四月十八日
アンティグア・バーブーダ	平成十二年六月十四日
インド	平成十二年六月二十一日
リトアニア共和国	平成十二年六月二十七日
スロベニア共和国	平成十二年七月十九日
アルゼンチン共和国	平成十二年十月十三日
ジブチ共和国	平成十三年一月八日
パプアニューギニア独立国	平成十三年一月二十三日
シエラレオネ共和国	平成十三年六月四日
カンボジア王国	平成十三年六月八日
トルコ共和国	平成十三年八月三十一日
ドミニカ国	平成十三年十月四日
アンゴラ共和国	平成十三年十月九日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十三年十月十五日
カメルーン共和国	平成十三年十一月十三日
ポルトガル共和国	平成十三年十一月十九日
コロンビア共和国	平成十三年十一月二十日
カタール国	平成十三年十一月二十一日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成十四年一月三十一日
サモア独立国	平成十四年二月一日
モザンビーク共和国	平成十四年四月二十六日
マダガスカル共和国	平成十四年五月二十一日
ナイジェリア連邦共和国	平成十四年五月二十四日
ガボン共和国	平成十四年五月三十一日
コンゴ共和国	平成十四年八月七日
ギニア共和国	平成十四年十月二日
タンザニア連合共和国	平成十四年十一月十九日
ナミビア共和国	平成十四年十二月十八日
ガーナ共和国	平成十五年二月三日
カーボヴェルデ共和国	平成十五年七月四日
セントルシア	平成十六年五月二十日
マレーシア	平成十六年六月九日
ツバル	平成十六年六月三十日
エストニア共和国	平成十六年八月八日
南アフリカ共和国	平成十六年十月一日
イスラエル国	平成十六年十月二十一日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十七年三月二日
モルディブ共和国	平成十七年五月二十日
アルバニア共和国	平成十七年六月三十日
ブルガリア共和国	平成十七年十一月十八日
ルクセンブルク大公国	平成十七年十一月二十一日
ハンガリー共和国	平成十九年三月三十日
エクアドル共和国	平成十九年十二月十一日

ベナン共和国は、同議定書は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

アラブ首長国連邦	平成二十二年二月五日
カナダ	平成十年十一月十九日
アルジェリア民主人民共和国	平成十一年五月二十九日
ニュージーランド	平成十一年六月十一日
イタリア共和国	平成十一年六月二十五日
フィジー諸島共和国	平成十二年九月十一日